

整備項目表

(建築物)

整備項目の確認欄

番号	整備項目	番号	整備項目
1	出入口	10	共同浴室
2	廊下等	11	更衣室等
3	階段	12	客席
4	エレベーター	13	受付カウンター等
5	エスカレーター	14	公衆電話所
6	便所	15	券売機
7	駐車場	16	案内標示等
8	敷地内の通路	17	授乳場所
9	観覧席等	18	休憩設備

該当する整備項目の番号に○を付け、その整備項目に係る表（チェックリスト）のみを添付してください。

建築物の名称及び用途：

整備項目表作成者氏名：

様式第2号（その1）（第4条、第6条、第9条関係）

整備項目表（建築物）

名 称		所 在 地	
主 要 用 途		構造・階数	造・地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²		

1 出入口

整 備 基 準		図面の名称及び出入口の番号	設 計 内 容	判定
建物出入口の構造	内りの幅 90 cm以上		(最小内りの幅) cm	
	戸は、自動開閉又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	透明な戸は、衝突防止措置を講ずる。		(講じた措置)	
	車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	靴を履き替える場所には、体を支えるための手すり又はいすを設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
駐車場出入口の構造	内りの幅 90 cm以上		(最小内りの幅) cm	
	戸は、自動開閉又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	透明な戸は、衝突防止措置を講ずる。		(講じた措置)	
	車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	靴を履き替える場所には、体を支えるための手すり又はいすを設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
建物内出入口の構造	内りの幅 90 cm以上		(最小内りの幅) cm	
	戸は、自動開閉又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	透明な戸は、衝突防止措置を講ずる。		(講じた措置)	
	車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	靴を履き替える場所には、体を支えるための手すり又はいすを設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

（注意）1 記入方法

- (1) 「図面の名称及び出入口の番号」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

- (1) 「建物出入口」とは、建築物の直接地上へ通ずる出入口をいいます。
- (2) 「駐車場出入口」とは、建築物の駐車場へ通ずる出入口をいいます。
- (3) 「建物内出入口」とは、利用者の利用に供する室の出入口をいいます。

3 整備基準の説明

共同住宅等については、共用の出入口だけが対象となります。

2 廊下等
(1) 廊下等

整備基準		図面及び廊下等の名称	設計内容	判定
利用者の利用に供する下等	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段の有無 「段がある場合には、(2)の表の廊下等に」 「設ける段の欄で確認してください」		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室の出入口に至る経路となる廊下等	内のり幅 1.4m以上 (車椅子が転回できる部分を設ける場合 その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2m以上)		(最小内のり幅) m	
	両側に手すりを設置		平面図に設置箇所を記入してください。	
	高低差がある場合には、傾斜路又は段差解消機を設置 「傾斜路がある場合には、(2)の表の廊下等に設ける傾斜路の欄で確認してください。」		(設置する施設の名称) ・ 傾斜路 ・ 段差解消機	
	出入口並びにエレベーター及び段差解消機の昇降路の出入口に接する部分の床の水平を確保			
直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等	視覚障害者を誘導する施設		・ 線状ブロック等及び点状ブロック等 ・ 音声誘導装置 ・ 人による誘導 ・ その他 ()	

(注意) 1 記入方法

- 「図面及び廊下等の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。ただし、判定の欄が「\」になっている場合には、記入の必要はありません。

2 用語の説明

- 「廊下等」とは、廊下その他これに類するものをいいます。
- 「段差解消機」とは、車椅子使用者特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条第2項第6号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車椅子使用者の円滑な利用に供するもの）をいいます。
- 「受付等」とは、人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所をいいます。
- 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいいます。
- 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいいます。

3 整備基準の説明

- 共同住宅等については、共用の廊下等だけが対象となります。
- 「直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室に至る経路となる廊下等」及び「直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等」は、1経路以上を整備基準に適合させてください。

(2) 廊下等に設ける段及び傾斜路

整備基準		廊下等の名称及び段又は傾斜路の名称	設計内容	判定
廊下等に設ける段	両側に手すりを設置		(手すり) ・有 ・無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・有 ・無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段を識別しやすい構造		・ 踏面とけあげ板の色を変える。 ・ 色違いのノンスリップを取り付ける。 ・ その他 ()	
	つまずきにくい構造		・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。 ・ その他 ()	
	段の上端及び下端付近の廊下等及び踊り場に点状ブロック等を敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。	
廊下等に設ける傾斜路	内のり幅 1.2m以上		(最小内のり幅) m	
	勾配 1/12 以下 (高低差が 16 cm 以下の場合は、1/8 以下)		(最大勾配)	
	高さが 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊り場を設置		(踊り場の有無) ・有 ・無 (踊り場の踏幅) m	
	両側に転落を防ぐ立ち上がりを設置		(立ち上がり) ・有 (cm) ・無	
	両側に手すりを設置		(手すり) ・有 ・無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	踊り場及び傾斜路に接する廊下等と識別しやすい色調		(傾斜路の色) (その他の色)	
	傾斜路の上端及び下端付近の廊下等及び踊り場に点状ブロック等を敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「廊下等の名称及び段又は傾斜路の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。
- (3) 傾斜路は、勾配 1/30 以上のものについて記入してください。

2 整備基準の説明

傾斜路の手すりは、当該傾斜路に段を併設する場合は、片側だけの設置とすることができます。

3 階段

整備基準		図面及び階段の名称	設計内容	判定
避難階以外の階に通ずる利用者の利用に供する階段	両側に手すりを設置		(手すり) ・有 ・無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・有 ・無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段を識別しやすい構造		・ 踏面とけあげ板の色を変える。 ・ 色違いのノンスリップを取り付ける。 ・ その他 ()	
	つまずきにくい構造		・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。 ・ その他 ()	
	段の上端及び下端付近の廊下等及び踊り場に点状ブロック等を敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び階段の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

「避難階」とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。

3 整備基準の説明

- (1) 共同住宅等については、共用の階段だけが対象となります。
- (2) 自動車庫については、点状ブロック等を敷設する必要はありません。

4 エレベーター

整備基準		エレベーター及び乗降ロビーの名称	設計内容	判定
床面積が2,000㎡を超える公益的施設で、避難階以外に利用者の利用に供する階を有する場合には、エレベーターを設置			(籠の停止階)	
籠の構造	奥行き 1.35m以上		(籠の奥行き) m	
	床面積 1.83㎡以上		(籠の内のり幅) m (籠の床面積) ㎡	
	車椅子の転回に支障のない平面形状		(平面形状)	
	停止予定階及び現在位置の表示装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	籠及び昇降路の出入口の内のり幅 90 cm以上		(内のり幅) cm	
	車椅子使用者が利用しやすい制御装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	制御装置を点字により表示		(点字表示) ・ 有 ・ 無	
	左右の側板に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
乗降ロビーの構造	車椅子使用者が利用しやすい制御装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	制御装置を点字により表示		(点字表示) ・ 有 ・ 無	
	幅及び奥行き 1.5m以上の転回スペースの設置		(幅) m (奥行き) m	
	籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「エレベーター及び乗降ロビーの名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 整備基準の説明

避難階以外において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる場合は、エレベーターを設ける必要はありません。

5 エスカレーター

整備基準		エスカレーターの名称	設計内容	判定
エスカレーターを設ける場合には、次の整備基準に適合させること。			(設置階) 階から 階	
エスカレーターの構造	ステップの水平部分は、3枚以上		(水平部分) 枚	
	乗降口での移動手すりの水平部分の長さ 1.2m以上		(水平部分) m	

(注意) 記入方法

「エスカレーターの名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

6 便所

整備基準		図面の名称及び便房又は便所の名称	設計内容	判定
便所を設ける場合には、車椅子使用者対応便房を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置			(設置数) 箇所	
車椅子使用者対応便房の構造	十分な床面積の確保		(内のり寸法) × m	
	腰掛便座及び手すりの設置		(腰掛便座) ・ 有 ・ 無 (手すり) ・ 有 ・ 無	
	便房の出入口の内のり幅 80 cm以上		(内のり幅) cm	
	出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	便房の出入口に車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	だれでも使用できる旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()	
	1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）の車椅子使用者対応便房に介護用ベッドを配置し、介護用ベッドを配置している旨を見やすい方法で表示		(配置の有無) ・ 有 ・ 無 (表示) ・ 標準的な設計の例による ・ その他 ()	
車椅子使用者対応便房のある便所の構造	出入口の内のり幅 90 cm以上		(内のり幅) cm	
	便所の出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	便所の出入口に車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	車椅子使用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()	
	車椅子使用者が利用しやすい洗面器の設置		(洗面器) ・ 有 ・ 無	
男子用小便器を設ける場合には、手すり付きの床置き小便器又はこれと同等以上の機能を有するものを1箇所以上設置			(設置数) 箇所	
便所を設ける場合には、オストメイトのための設備を配置した便房を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置			(設置数) 箇所	
オストメイトのための設備を配置した便房の構造	パウチ及びび瓶の洗浄ができる水洗装置の配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	汚物入れの配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	荷物を置く棚その他これに代わる設備の配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	衣服を掛けるための金具等の配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()	
オストメイトのための設備を配置した便房のある便所の構造	オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()	

便所を設ける場合には、ベビーチェアを配置した便房及びベビーベッドを配置した便所を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置		(設置数)	箇所	
ベビーチェアを配置した便房の構造	ベビーチェアの配置	(配置の有無)	・ 有 ・ 無	
	ベビーチェアを配置している旨を見やすい方法で表示	・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()		
ベビーチェアを配置した便房のある便所の構造	ベビーチェアを配置している旨を見やすい方法で表示	・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()		
ベビーベッドを配置した便所の構造	ベビーベッドの配置	(配置の有無)	・ 有 ・ 無	
	他の場所に乳幼児のおむつ替えができる場所がある場合には、配置しないことができる。	平面図に設置箇所を記入してください。		
	ベビーベッドを配置している旨を見やすい方法で表示	・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()		

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面の名称及び便房又は便所の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

- (1) 「介護用ベッド」とは、高齢者、障害者等の着替え、装具の交換等の介護又は介助を行うためのベッド又は台をいいます。
- (2) 「オストメイトのための設備」とは、人工肛門又は人工膀胱を造設している者のための設備をいいます。
- (3) 「パウチ」とは、人工肛門又は人工膀胱のための装具をいいます。
- (4) 「ベビーチェア」とは、乳幼児を安全に座らせることができる設備をいいます。
- (5) 「ベビーベッド」とは、乳幼児のおむつ替えができるベッド又は台をいいます。

3 整備基準の説明

- (1) この表の整備基準は、共同住宅等に設けられる便所には適用されません。
- (2) 車椅子使用者対応便房に介護用ベッドを配置する整備基準は、次の公益的施設にのみ適用されます。
 - イ 医療施設、官公庁の庁舎、公共事業の営業所等、文化施設、集会施設、飲食店、物品販売業を営む店舗、スポーツ施設、興行施設、展示施設、遊興施設、公衆浴場又は宿泊施設であって、その用途に供する部分の床面積が5,000㎡を超えるもの
 - ロ 公共交通機関の施設
 - ハ 複合施設であって、イの公益的施設及びロの公益的施設の用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡を超えるもの
- (3) オストメイトのための設備を配置した便房の整備基準は、次の公益的施設にのみ適用されます。
 - イ 医療施設、官公庁の庁舎、公共事業の営業所等、文化施設、集会施設、飲食店、物品販売業を営む店舗、スポーツ施設、興行施設、展示施設、遊興施設、公衆浴場又は宿泊施設であって、その用途に供する部分の床面積が5,000㎡を超えるもの
 - ロ 公共交通機関の施設
 - ハ 複合施設であって、イの公益的施設及びロの公益的施設の用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡を超えるもの
- (4) ベビーチェアを配置した便房及びベビーベッドを配置した便所の整備基準は、次の公益的施設にのみ適用されます。
 - イ 医療施設、官公庁の庁舎、公共事業の営業所等、文化施設、集会施設、飲食店、物品販売業を営む店舗、スポーツ施設、興行施設、展示施設、遊興施設、公衆浴場又は宿泊施設であって、その用途に供する部分の床面積が1,000㎡を超えるもの
 - ロ 公共交通機関の施設
 - ハ 複合施設であって、イの公益的施設及びロの公益的施設の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの

7 駐車場

(1) 駐車場

整備基準		図面の名称及び駐車場又は通路の名称	設計内容	判定
駐車場には、車椅子使用者対応駐車施設を1台分以上設置			(設置数) 台	
車椅子使用者対応駐車施設の構造	出入口に近接した位置に設置			
	幅 3.5m以上		(幅) m	
	車椅子使用者対応である旨を表示		・ 立て看板による表示 ・ 駐車スペースに平面表示	
出入口から車椅子使用者対応駐車施設までの駐車場内の通路	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段の有無 [段がある場合には、(2)の表の駐車場の通路に設ける段の欄で確認してください。]		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	幅 1.4m以上 (車椅子が転回できる部分を設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2m以上)		(最小幅) m	
	高低差がある場合には、傾斜路又は段差解消機を設置 [傾斜路がある場合には、(2)の表の駐車場の通路に設ける傾斜路の欄で確認してください。]		(設置する施設の名称) ・ 傾斜路 ・ 段差解消機	
	排水溝に適切な溝ぶたを設置		(排水溝の有無) ・ 有 ・ 無 (溝ぶたの構造)	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面の名称及び駐車場又は通路の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 整備基準の説明

この表の整備基準は、共同住宅等に設けられる駐車場には適用されません。

(2) 駐車場内の通路に設ける段及び傾斜路

整備基準		駐車場内の通路の 名称及び段又は傾 斜路の名称	設計内容	判定
駐車場内の 通路に設ける段	両側に手すりを設置		(手すり) ・有 ・無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・有 ・無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段を識別しやすい構造		・ 踏面とけあげ板の色を変える。 ・ 色違いのノンスリップを取り付ける。 ・ その他 ()	
	つまずきにくい構造		・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。 ・ その他 ()	
駐車場内の 通路に設ける傾斜路	内のり幅 1.2m以上		(最小内のり幅) m	
	勾配 1/12 以下 (高低差が 16 cm 以下の場合は、1/8 以下)		(最大勾配)	
	高さが 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊り場を設置		(踊り場の有無) ・有 ・無 (踊り場の踏幅) m	
	両側に転落を防ぐ立ち上がりを設置		(立ち上がり) ・有 (cm) ・無	
	両側に手すりを設置		(手すり) ・有 ・無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	踊り場及び傾斜路に接する駐車場内の通路と識別しやすい色調		(傾斜路の色) (その他の色)	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「駐車場内の通路の名称及び段又は傾斜路の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。
- (3) 傾斜路は、勾配 1/30 以上のものについて記入してください。

2 整備基準の説明

傾斜路の手すりは、当該傾斜路に段を併設する場合は、片側だけの設置とすることができます。

8 敷地内の通路

(1) 敷地内通路

整備基準		駐車場内の 通路の 名称及び段 又は傾斜路 の名称	設計内容	判定
利用者の利用に供する敷地内の通路	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段の有無 [段がある場合には、(2)の表の敷地内の通路に設ける段の欄で確認してください。]		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
建築物の各出入口から道等又は車いす使用者対応駐車施設までの敷地内の通路	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段の有無 [段がある場合には、(2)の表の敷地内の通路に設ける段の欄で確認してください。]		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	幅 1.4m以上 (車椅子が転回できる部分を設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2m以上)		(幅) m	
	高低差がある場合には、傾斜路又は段差解消機を設置 [傾斜路がある場合には、(2)の表の敷地内の通路に設ける傾斜路の欄で確認してください]		(設置する施設の名称) ・ 傾斜路 ・ 段差解消機	
	排水溝に適切な溝ぶたを設置		(排水溝の有無) ・ 有 ・ 無 (溝ぶたの構造)	
建築物の出入口から道等までの敷地内の通路	誘導ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声による視覚障害者誘導装置等の設置		・ 線状ブロック等及び点状ブロック等 ・ 音声誘導装置	
	点状ブロック等の敷設		・ 車路に接する部分 ・ 車路を横断する部分 ・ 傾斜路の上端及び下端	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び敷地内の通路の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

「道等」とは、公益的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書に規定する空地に限る。）をいいます。

3 整備基準の説明

- (1) 「建築物の各出入口から道等又は車椅子使用者対応駐車施設までの敷地内の通路」及び「建築物の出入口から道等までの敷地内の通路」は、1 経路以上を整備基準に適合させてください。
- (2) バス、タクシー等が通行する構内道路がある場合は、この構内道路を「道等」とみなして敷地内の通路を整備すれば足ります。
- (3) 「建築物の出入口から道等までの敷地内の通路」の整備基準は、自動車車庫には適用されません。

(2) 敷地内の通路に設ける段及び傾斜路

整備基準		敷地内の通路の名称及び段又は傾斜路の名称	設計内容	判定
敷地内の通路に設ける段	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段を識別しやすい構造		・ 踏面とけあげ板の色を変える。 ・ 色違いのノンスリップを取り付ける。 ・ その他 ()	
	つまずきにくい構造		・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。 ・ その他 ()	
敷地内の通路に設ける傾斜路	内のり幅 1.2m以上		(最小内のり幅) m	
	勾配 1/12 以下 (高低差が 16 cm 以下の場合は、1/8 以下)		(最大勾配)	
	高さが 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊り場を設置		(踊り場の有無) ・ 有 ・ 無 (踊り場の踏幅) m	
	両側に転落を防ぐ立ち上がりを設置		(立ち上がり) ・ 有 (cm) ・ 無	
	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	踊り場及び傾斜路に接する敷地内の通路と識別しやすい色調		(傾斜路の色) (その他の色)	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「敷地内の通路の名称及び段又は傾斜路の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。
- (3) 傾斜路は、勾配 1/30 以上のものについて記入してください。

2 整備基準の説明

傾斜路の手すりは、当該傾斜路に段を併設する場合は、片側だけの設置とすることができます。

9 観覧席等

整備基準		図面及び室の名称 又は通路等の名称	設計内容	判定
観覧席等（固定席に限る。）の総数が 500 席以下の場合は 2 以上、500 席を超える場合はその総数に 1/500 を乗じて得た数（小数点以下の端数は、切り捨てる。）に 2 を加えた数以上車椅子使用者用席を設置			(観覧席等の総数) 席 (車椅子使用者用席) 席	
車椅子使用者用席の構造	1 席当たりの幅 90 cm 以上		(幅) cm	
	1 席当たりの奥行き 1.1m 以上		(奥行き) m	
	滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	水平な床			
	出入り及び転回のスペースの設置		(幅×奥行き) × m	
車椅子使用者用席のある室の出入口から車いす使用者用席までの通路	幅 1.2m 以上		(最小幅) m	
	高低差がある場合には、傾斜路を設置 〔 傾斜路がある場合には、次の欄で確認 〕		(高低差) ・ 有 ・ 無	
	通路に設ける斜面路	内 の り 1.2m 以上	(最小内 の り 幅) m	
		勾配 1/12 以下 (高低差が 16 cm 以下の場合は、1/8 以下)	(最大勾配)	
		粗面又は滑りにくい床仕上材	(床仕上材)	
聴覚障害者のための手話通訳の見えやすい観覧席等の確保			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
集団補聴装置等の設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び室の名称又は通路等の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。ただし、判定の欄が「\」になっている場合には、記入の必要はありません。

2 用語の説明

「観覧席等」とは、観覧席及び客席をいいます。

3 整備基準の説明

「車椅子使用者用席のある室の出入口から車椅子使用者用席までの通路」は、1 経路以上を整備基準に適合させてください。

10 共同浴室

整備基準		図面及び室の名称	設計内容	判定
浴室を設ける場合には、高齢者、障害者等に配慮した浴室を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置			(設置数) 箇所	
浴室の構造	十分な床面積の確保		(内のり寸法) × m	
	手すりの設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	容易に操作できる水栓器具の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	高齢者、障害者等が容易に操作できる非常通報装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	脱衣場から洗い場に至る出入口の構造	内のり幅 80 cm以上	(内のり幅) cm	
		車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。	(段の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

- (1) 「図面及び室の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。ただし、判定の欄が「\」になっている場合には、記入の必要はありません。

11 更衣室等

整備基準		図面及び室の名称	設計内容	判定
更衣室等を設ける場合には、高齢者、障害者等に配慮した更衣室等を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置			(設置数) 箇所	
更衣室等の構造	十分な床面積の確保		(内のり寸法) × m	
	腰掛台及び手すりの設置		(腰掛台) ・ 有 ・ 無 (手すり) ・ 有 ・ 無	
	滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	容易に操作できる水栓器具の設置		・ シングルレバー式 ・ その他 ()	
	高齢者、障害者等が容易に操作できる非常通報装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	更衣ブースからシャワーブースに至る出入口の構造	内のり幅 80 cm以上 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。	(内のり幅) m (段の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び室の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。ただし、判定の欄が「\」になっている場合には、記入の必要はありません。

2 用語の説明

「更衣室等」とは、更衣室及びシャワー室をいいます。

12 客室

整備基準		図面及び室の名称	設計内容	判定
5, 000 ㎡を超える宿泊施設には、車椅子使用者に配慮した客室を 1 以上設置			(設置数) 室	
客室の構造	十分な床面積の確保		(内のり寸法) × m	
	手すりの設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	車椅子使用者対応便所の設置 〔車椅子使用者対応便所がある場合には、 次の欄で確認してください。〕		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	車椅子使用者 対応便所 の構造	十分な床面積の確保	(内のり寸法) × m	
		腰掛便座及び手すりの設置	(腰掛便座) ・ 有 ・ 無 (手すり) ・ 有 ・ 無	
		便所の出入口の内のり幅 80 cm 以上	(内のり幅) cm	
		便所の出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式) (駆動方式)	
		便所の出入口に車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。	(段の有無) ・ 有 ・ 無	
		粗面又は滑りにくい床仕上材	(床仕上材)	
	車椅子使用者に配慮した浴室の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
5, 000 ㎡を超える宿泊施設には、視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる非常警報装置を設けた客室を 1 室以上設置			(設置数) 室	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び室の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 整備基準の説明

- (1) 共同浴室のある宿泊施設については、車椅子使用者に配慮した浴室を設ける必要はありません。
- (2) 「非常警報装置を設けた客室」は、「車椅子使用者に配慮した客室」とは別の客室としてください。

13 受付カウンター等

整 備 基 準		図面及び室の名称	設 計 内 容	判定
受付カウンター等の設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
受付カウンター等を設ける場合には、車椅子使用者に配慮した受付カウンター等を1箇所以上設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
受付カウンター等の構造	車椅子使用者に配慮した高さ		(高さ) cm	
	下部にフットレストの空間を確保		(下部の空間) ・ 有 ・ 無	
病院で利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、文字による呼出し装置を設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 1 記入方法

「図面及び室の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

2 用語の説明

「受付カウンター等」とは、受付カウンター及び記載台をいいます。

14 公衆電話所

整備基準		図面及び室の名称	設計内容	判定
公衆電話所の設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
公衆電話所を設ける場合には、車椅子使用者に配慮した公衆電話台を 1 台以上設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
公衆電話台の構造	車椅子使用者に配慮した高さ		(高さ) cm	
	下部にフットレストの空間を確保		(下部の空間) ・ 有 ・ 無	
公衆電話所に出入口を設ける場合には、次の整備基準に適合させること。			(出入口) ・ 有 ・ 無	
出入口の構造	内のり幅 90 cm以上		(最小内のり幅)	
	戸は、自動開閉又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	透明な戸は、衝突防止措置を講ずる。		(講じた措置)	
	車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
難聴者及び視覚障害者に対応した公衆電話機の設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
公衆ファクシミリの設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

「図面及び室の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

15 券売機

整備基準		設置される室及び機器の名称	設計内容	判定
券売機の設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
券売機を設ける場合には、車椅子使用者に配慮した高さの券売機を 1 台以上設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
券売機を設ける場合には、視覚障害者に配慮した券売機を 1 台以上設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
直接地上へ通ずる出入口から視覚障害者に配慮した券売機までの通路	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。	
視覚障害者に配慮した券売機から改札口までの通路	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。	

(注意) 1 記入方法

「設置される室及び機器の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

2 整備基準の説明

「直接地上へ通ずる出入口から視覚障害者に配慮した券売機までの通路」及び「視覚障害者に配慮した券売機から改札口までの通路」は、1 経路以上を整備基準に適合させてください。

16 案内標示等

整備基準		案内標示等を設置する箇所の図面及び室等の名称	設計内容	判定
案内標示	案内標示を設ける場合には、高齢者、障害者等に配慮した案内標示を設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	主要な案内標示には、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置を設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
非常警報装置を設ける場合には、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

「案内標示等を設置する箇所の図面及び室等の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

17 授乳場所

整備基準		図面及び授乳場所の名称	設計内容	判定
利用者の利用に供する授乳場所を1箇所以上設置			(設置数) 箇所	
授乳場所の構造	授乳を行うためのいすの配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	荷物を置くための棚その他これに代わる設備の配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	授乳スペースは、外部から見通しのできない構造		平面図に設置箇所を記入してください。	
	授乳場所を設けている旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ()	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び授乳場所の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 整備基準の説明

この表の整備基準は、次の公益的施設にのみ適用されます。

- イ 医療施設、官公庁の庁舎、公共事業の営業所等、文化施設、集会施設、飲食店、物品販売業を営む店舗、スポーツ施設、興行施設、展示施設、遊興施設、公衆浴場又は宿泊施設であって、その用途に供する部分の床面積が5,000㎡を超えるもの
- ロ 複合施設であって、イの公益的施設の用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡を超えるもの

18 休憩設備

整 備 基 準	図面及び休憩設備の名称	設 計 内 容	判定
利用者の利用に供する休憩設備を設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
休憩設備を設けている旨を見やすい方法で表示		- 標準的な設計の例による。 - その他 ()	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び休憩設備の名称」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 整備基準の説明

この表の整備基準は、次の公益的施設にのみ適用されます。

- イ 社会福祉施設等、医療施設、学校等施設、官公庁の庁舎、公共事業の営業所等、金融機関の店舗等、火葬場、文化施設、集会施設、飲食店、物品販売業を営む店舗、理容所等、サービス業を営む店舗、スポーツ施設、興行施設、展示施設、遊興施設、公衆浴場、宿泊施設又は公共交通機関の施設であって、その用途に供する部分の床面積が 1, 000 m²を超えるもの
- ロ 複合施設であって、イの公益的施設の用途に供する部分の床面積の合計が 3, 000 m²を超えるもの